十八

分野　運輸業
小分野　鉄道業
産業分類　ＪＳＩＣ　四二一　鉄道業
　　ＪＳＩＣ　四八五一　鉄道施設提供業
留保の種類　内国民待遇（第三条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
概要　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。

十九

分野　運輸業
小分野　道路旅客運送業
産業分類　ＪＳＩＣ　四三一一　一般乗合旅客自動車運送業
留保の種類　内国民待遇（第三条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。

二十

分野　運輸業
小分野　水運業
産業分類　ＪＳＩＣ　四五二　沿海海運業
　　ＪＳＩＣ　四五三　内陸水運業
　　ＪＳＩＣ　四五四二　内航船舶貸渡業
留保の種類　内国民待遇（第三条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業、日本国内港間の海上運送（内陸水運業及び船舶貸渡業を除く。）は、事前届出の要件の適用から除外される。

二十一

分野　運輸業
小分野　水運業
産業分類　内国民待遇（第三条）
留保の種類　最恵国待遇（第四条）
政府の段階　中央政府
措置　船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条
概要　日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国の船籍を有しない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内港間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。

二十二

分野　上水道業
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　三六一一　上水道業
留保の種類　内国民待遇（第三条）
政府の段階　中央政府

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

附属書Ⅱ

第一節　日本国の表

1　日本国の表は、日本国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することのできる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第八条2の規定に従って記載するものである。

(a)　第三条（内国民待遇）
(b)　第四条（最恵国待遇）
(c)　第六条（特定措置の履行要求の禁止）
(d)　第十二条（経営幹部及び取締役会）

2　留保には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
(b)　小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
(c)　産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内又は国際産業分類の下で行われるものを透明性の目的のためにのみ示す。
(d)　留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。
(e)　概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。
(f)　現行の措置。「現行の措置」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を、透明性の観点から明示する。

3　留保の解釈に当たっては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。「概要」は、その他のすべての事項に優先する。

4　この節の規定の適用上、「ＪＳＩＣ」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

一

分野　すべての分野
小分野
産業分類
留保の種類　内国民待遇（第三条）
　　経営幹部及び取締役会（第十二条）
概要　日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。
(a)　ペルー共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。
(b)　ペルー共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。
(c)　後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。
現行の措置　すべての分野

二

分野　すべての分野
小分野
産業分類
留保の種類　内国民待遇（第三条）
　　経営幹部及び取締役会（第十二条）
概要　指定された企業若しくは政府機関にのみ認められている日本国における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売がこれらの指定された企業若しくは政府機関以外に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業若しくは政府機関が非商業的な原則に基づいて運営されなくなった場合には、日本国は、これらの活動に関するいかなる措置も採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置